

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第210号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年10月13日 07時30分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第1区 兵庫県尼崎市所在の尼崎港橋橋梁灯（R2灯）から真方位350° 400m付近 （概位 北緯34°42.1′ 東経135°23.7′）
事故等調査の経過	平成24年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第八実穂丸、470トン
船舶番号、船舶所有者等	130836、実穂海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	右舷船尾船底部外板に亀裂、推進器翼に曲損及び左舷ビルジキールに損傷
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、砂約1,200tを積載し、船首約4.0m、船尾約5.0mの喫水で阪神港尼崎西宮芦屋第1区の公共岸壁に着岸作業中、公共岸壁付近の浅所に接近し、平成24年10月13日07時30分ごろ同浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、公共岸壁への着岸経験が豊富にあり、公共岸壁付近に浅所があることを知っていた。 船長は、目測で浅所から離れていると思っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の公共岸壁に着岸作業中、船長が目測で浅所の場所を判断したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の公共岸壁に着岸作業中、船長が目測で浅所の場所を判断したため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 浅所が存在する場所では、浅所に接近しないよう、慎重に操船すること。